

令和7年度 免除制度・納付猶予制度 免除申請が7月1日から始まります！

経済的な理由などで、国民年金保険料の支払いが困難な場合、申請により保険料の全額又は一部が免除となる『保険料免除制度』や『納付猶予制度』を利用できます。

審査の際には、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となります。

■保険料免除制度(全額・一部)

所得などの条件により保険料の納付が免除される制度です。申請が承認されると保険料納付の全額又は一部(4分の3、半額、4分の1)が免除されます。

※一部免除は減額された保険料を納付しない限り、「未納」扱いとなり、年金受給資格期間には反映されません。ご注意ください。

■納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定以下の場合に、保険料納付が猶予されます。年金受給資格期間に算入されますが、年金額への反映はされません。

必要書類

- ①マイナンバーカードなどの本人確認書類
- ②失業などを理由とする場合は、「雇用保険被保険者離職票等」のコピー
- ③代理人が申請する場合は「委任状」

申請先

村民課 年金係又は日本年金機構 名護年金事務所

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金やいざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納付するか、納付することが困難な場合には免除の申請をしましょう。

- お問い合わせの際には、基礎年金番号又はマイナンバーが分かるものを手元にご準備ください。

お問い合わせ:日本年金機構 名護年金事務所 ☎0980-52-2522

※音声案内に従い②を押し、続けて②を押す

村民課 年金係 ☎966-1205

7月は固定資産税第2期の納付月です！

	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税	6月2日	7月31日	12月25日	令和8年 3月2日
村県民税	6月30日	9月 1日	10月31日	令和8年 2月2日
軽自動車税	6月2日			

- 口座振替日は納期限と同日です。前日までに残高確認をお願いします。
- 納税は口座振替が便利です。手続き方法につきましては、税務課までお問い合わせください。

お問い合わせ:税務課 ☎966-1206